

利用者のために

I 利用上の注意

- 1 この資料は、平成17年2月1日現在で実施した農林水産省所管の「2005年農林業センサス」の結果を取りまとめたものである。
- 2 2005年農林業センサスは、調査対象に農林業経営体という基準を導入し調査したため、前回までの数値と比較できない場合がある。(本報告書においては、「農業経営体のうち家族経営」については、2000年世界農林業センサス結果の「販売農家」の数値を比較参考値としている。)
- 3 各表の数値は四捨五入後を記載したため、統計表の計の数値と一致しない場合がある。
- 4 面積は、単位「アール」で調査されたが、この資料の統計表によっては単位を「ヘクタール」で表章したため、表間の数値が一致していない場合がある。
- 5 本報告書では、紙面の都合により、市町別統計表は一部しか掲載していないため、その他詳細表についての照会先は次のとおりである。

広島県地域振興部管理総室経済統計室経済統計グループ
(Tel 082-513-2540 ダイヤルイン)

- 6 統計表の符号は、次のとおりである。

「-」	…	該当数値のないもの	「…」	…	数値不詳のもの
「△」	…	負数又は減少を示す	「0.0」	…	数値が単位未満のもの
「x」	…	数値を秘匿したもの			

II 調査の概要

- 調査目的 …… わが国の農林業行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備する。
- 調査期日 …… 平成17年2月1日
- 調査系統 …… 農林水産省－県－市区町村－指導員－調査員
- 調査対象 …… 農林業経営体
- 属人調査 …… この調査は属人調査であるため、調査対象である農業及び林業経営体の所在する市区町村で調査している。したがって、他市区町村に耕地又は山林を有していても、経営体の所在する市区町村において計上されている。
- 調査事項 …… 主な調査事項は次のとおりである。

(農林業経営体調査)

- ・世帯員の状況、経営主、後継者
- ・農業経営の特徴
- ・土地の状況
- ・農産物の生産、販売
- ・農作業の受委託
- ・山林の状況
- ・林産物の販売
- ・林業作業の受委託 等

III 用語の説明

農 林 業 経 営 体	<p>農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業にかかる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行なう者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0"> <tr><td>① 露地野菜作付面積</td><td>15 アール</td></tr> <tr><td>② 施設野菜栽培面積</td><td>350 平方メートル</td></tr> <tr><td>③ 果樹栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>④ 露地花き栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>⑤ 施設花き栽培面積</td><td>250 平方メートル</td></tr> <tr><td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧ 豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪ その他</td><td>調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	① 露地野菜作付面積	15 アール	② 施設野菜栽培面積	350 平方メートル	③ 果樹栽培面積	10 アール	④ 露地花き栽培面積	10 アール	⑤ 施設花き栽培面積	250 平方メートル	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15 頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪ その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
① 露地野菜作付面積	15 アール																						
② 施設野菜栽培面積	350 平方メートル																						
③ 果樹栽培面積	10 アール																						
④ 露地花き栽培面積	10 アール																						
⑤ 施設花き栽培面積	250 平方メートル																						
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧ 豚飼養頭数	15 頭																						
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪ その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模																						

農 林 業 経 営 体

これまでの農家・林家の調査に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

◆個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握

◆法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）

◆非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農 業 経 営 体 「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000 年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林 業 経 営 体 「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体 (農家・林家)	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)
農業経営体のうち 家族経営	「農業経営体」のうち、個人経営体(農家)及び法人経営体のうち、一戸一法人をいう。
農家	平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森林組合	森林組合法に基づき組織された組合をいい、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
販売金額	販売した農産物の総売上げ金額（諸経費を差引く前のもの）をいう。ただし、自給部分は含めない。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地のことで、水稻を作った田、過去1年間作付けしなかった田及び陸田をいう
畑	耕地のうち、田と樹園地を除いた土地で、普通畑、牧草専用地、過去1年間作付けしなかった畑をいう。
樹園地	果樹、茶、桑のほか、木本性周年作物を規則的に、また連続的に栽培している土地で、同一種類が1a以上まとまっているものをいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。（主業農家、準主業農家以外の農家）
農業従事者	満15歳以上の子帯員のうち、調査期日前1年間に農業に従事した者をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
専業農家	子帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない家をいう。
兼業農家	子帯員の中に兼業従事者が1人以上いる家をいう。

第 1 種 兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種 兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業就業人口	調査期日前 1 年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が高い世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前 1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

《参考》世帯員の就業状況区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業従事者		
	主に家事や育児	農業就業人口				
	その他					

農業経営の後継者	満 15 歳以上の世帯員で、次の代に農業経営を継承することが予定されている人をいう。
農業常用雇用	主として農業経営のために雇った人のことで、雇用契約（口頭契約でもよい）に際し、あらかじめ 7 か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。
農業臨時雇い	農業日雇や農業季節雇など農業経営のために臨時に雇った人をいう。
手間替え・ゆい	経営体相互間で等価交換を原則としているすべての労働交換のことをいう。地方によっては、手間がえし、ゆいと呼んでいる。
手伝い	金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働のことをいう。
一世帯複数経営	同一の世帯で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。
機械・施設の共同利用組織	複数の農家が機械・施設の利用に関する協定（申し合せ等を含む）により結びついている組織をいう。
受託組織	農作業の全部又は一部分を受託し、一定の受託料を収受している組織をいう。

協業経営体	2戸以上の世帯が1つ以上の農業部門（例えば稲作部門や酪農部門など）の生産から販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営のすべてを共同で行っている組織をいう。
契約生産	農産物や畜産物の生産を、消費者や小売店（スーパー、生協等）と予め契約して農業生産を行っているものをいう。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地のことで、この調査では台帳地目にかかわらず現況による。
保有山林	所有山林のうち、他に貸し付けている山林などを除いたものに、他から借りている山林などを加えたものをいう。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいう。また、植林のための地ごしらえ、苗木運搬などの一連作業をいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの作業をいう。
間伐	除伐後に行う作業で、立木密度を調整して林木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木などの林木の一部を伐採することをいう。
主伐	一定の林齢に生育した立木を用材等で販売するために行う伐採をいう。
農業地域類型分類	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したものの。
都市的地域	可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人以上または DID 人口 2 万人以上の旧市区町村または市町村。可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人以上の旧市区町村または市町村。ただし、林野率 80%以上のものは除く。
平地農業地域	耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の旧市区町村または市町村。ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑との合計面積の割合が 90%以上のものを除く。耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の旧市区町村または市町村。
中間農業地域	耕地率が 20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村。耕地率が 20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村。
山間農業地域	林野率 80%以上かつ耕地率 10%未満の旧市区町村または市町村。